

**エコ・パワー株式会社**  
**「(仮称) 上勇知ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」**  
**に係る審査書**

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年10月6日付けでエコ・パワー株式会社より届出された「(仮称) 上勇知ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤）は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成29年12月6日
- (2) 北海道知事意見 \* 平成30年3月13日
- (3) 環境大臣意見 \* 平成30年5月22日
- (4) 環境審査顧問会風力部会（第19回、第6回）  
\*平成30年12月22日（1回目） 平成30年5月23日（2回目）

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・緑化については、緑化の詳細な計画（緑化に使用する種や緑化方法、元の植生への復元方法等）を記載すること。	・評価書では、緑化の詳細な計画を検討し、緑化に関する項目を立てて、記載する。
・樹木の伐採に関しては、伐採面積だけでなく、植生図を基にした伐採量の算出結果を追記すること。	・評価書では、植生図から概略の伐採量を算出し、追記する。

(1)～(4)の資料については、下記URLを参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。